（表示等）

第七条　電動ファン付き呼吸用保護具は、見やすい箇所に次に定める事項が表示されているものでなければならない。

一　製造者名

二　製造年月

三　型式の名称

2　電動ファン付き呼吸用保護具は、譲渡又は貸与される場合には、次に掲げる事項を記載した印刷物が添付されたものでなければならない。

一　使用の範囲

二　使用上の注意事項

三　公称稼働時間

四　着用者自身がその顔面と面体との密着性の良否を容易に検査する方法

3　前項第三号の公称稼働時間は、電動ファン付き呼吸用保護具を常温及び常圧において作動させた状態で、面体形のものにあつては面体内圧が前条の表内圧試験の項の下欄に掲げる条件に、フィルト形のものにあつては吸引空気流量が前条の表内圧試験の項の下欄に掲げる条件に、それぞれ適合した性能を維持することができる時間を測定するものとする。

（適用除外）

第八条　特殊な材料、構造若しくは性能の電動ファン付き呼吸用保護具又は特殊な場所で用いられる電動ファン付き呼吸用保護具であつて、第一条から第六条までの規定を適用することが適当でないものについて、厚生労働省労働基準局長がこの規格に適合する電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の効力があると認めた場合は、この告示の関係規定は、適用しない。

○厚生労働省告示第四百五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三中

「

北海道	市立小樽病院	0.0599	0.0397
北海道	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター	0.0970	0.0520

」を

「

北海道	小樽市立病院	0.0731	0.0441
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

」に改める。

○経済産業省告示第二百三十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の２第２号に規定するサッシ（以下「サッシ」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（平成34年４月１日に始まり平成35年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するサッシの熱損失防止性能（３に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区　　分	区分名	基準熱損失防止性能の算定式
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	$q=2.54S^{0.79}+1.02S^{0.88}+0.12S^{1.06}$
片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	引違い	$q=2.21S^{0.91}+1.38S^{0.94}+0.14S^{0.99}$
固定窓に用いられるサッシ	ＦＩＸ	$q=1.71S^{0.89}+1.27S^{0.97}+0.28S^{1.03}$
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	$q=1.71S^{0.86}+1.30S^{0.92}+0.40S^{1.08}$
たてすべり出し窓に用いられるサッシ	たてすべり出し	$q=1.49S^{0.77}+1.56S^{0.87}+0.37S^{1.12}$

2　表示事項等

2－1　表示事項

サッシの熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　区分名

ハ　熱損失防止性能

ニ　熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2－2　遵守事項

⑴　２－１のハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第６第２号下欄に掲げる数値を有効数字２桁以上で表示するか、又は３－２に定める方法により求めた数式とともにサッシが構成する窓の面積を有効数字２桁以上で表示すること。

⑵　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又はサッシの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3　熱損失防止性能の測定方法

3－1　熱損失防止性能の算出方法

１の熱損失防止性能は建築物の内外の温度差１度（単位温度差）当たりの熱損失量とし、当該熱損失量は次の式により算出するものとする。

$q=U\times S$

この式において、q、U及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

q：建築物の内外の温度差１度（単位温度差）当たりの熱損失量（単位　ワット毎ケルビン）

U：サッシが構成する窓の熱貫流率（単位　ワット毎平方メートル毎ケルビン）

S：サッシが構成する窓の面積（単位　平方メートル）

⑴　U：サッシが構成する窓の熱貫流率（単位　ワット毎平方メートル毎ケルビン）

サッシが構成する窓の熱貫流率は、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）A4710（2004）に規定する方法により測定された値又はＪＩＳ　A2102（2011）に規定する方法により算出された値とする。この場合において、当該窓のガラスは、次の表の左欄に掲げるサッシの種類に応じ、同表の右欄に掲げる仕様のものを用いることとする。